

2024 年 12 月 2 日

各位

小野薬品健康保険組合

【重要】医療機関受診時の保険証の使用について

今後、医療機関を受診する際には、原則として「マイナ保険証」（保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカード）を使用いただくこととなりますが、当面は、①現在お持ちの保険証（カード）、②資格確認書、③マイナ保険証のいずれかを使用して受診ください。

なお、お問い合わせは、健保組合 (kenpo@ono-pharma.com) までメールでお願いします。

1. 現在お持ちの保険証（カード）は引き続き使用可能です！

- ・保険証（カード）はあと1年間（2025年12月1日まで）使用可能です。
- ・保険証（カード）をお持ちの方には、「資格確認書」を発行しません。

2. マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付

○資格確認書の交付対象者は以下の通り

- ・保険証（カード）を保有しておらず、（3）～（7）に該当する場合は申請不要
- ・保険証（カード）を保有しておらず、（1）と（2）に該当する場合は申請が必要

※保険証（カード）をお持ちの方には、資格確認書を交付しません。（紛失時を除く）

※資格確認書は受付からお手元に届くまで5～7日程度かかります。

【交付対象者の例】

- （1）マイナナンバーカードを紛失・更新中の方
- （2）ベビーシッターや介助者等の第三者が要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者をいう）等に同行して資格確認を補助する必要がある方
- （3）マイナナンバーカードを取得していない方
- （4）マイナナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- （5）マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- （6）マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- （7）マイナナンバーカードを返納した方

3. マイナ保険証の利用登録とご使用について（お願い）

- ・マイナンバーカードの利用登録がお済の方は、マイナ保険証で受診ください。
- ・マイナ保険証を保有していない方は、速やかに手続きをお願いします。

①マイナンバーカードの取得 ②健康保険証利用登録

【参照】 [マイナンバーカードの健康保険証利用登録の方法はこちら（厚生労働省）](#)

※保険証（カード）は 2025 年 12 月 1 日で失効します。

＜よくあるご質問＞を 3 項以降に掲載しましたのでご参照ください。

<よくあるご質問>

【健康保険証・マイナ保険証について】

Q. 発行済みの保険証（カード）は健保組合に返納してもいいですか？

A. 2025 年 12 月 1 日までは各自で保管ください。それ以降は使用できませんので適切に廃棄してください。なお、2025 年 12 月 1 日までに資格喪失した場合は返納してください。

Q. 保険証（カード）を紛失した場合は再発行されますか？

A. 保険証（カード）は再発行しません。マイナ保険証をご利用ください。また紛失したときは「[被保険者証 減失届](#)」を提出してください。

Q. 健康保険の加入に関する書類提出後、すぐにマイナ保険証を使用できますか？

A. 健保組合にて書類受付後 5 日程度でデータ登録が完了し、マイナ保険証が使用できるようになります。また、5～7 日程度で「被扶養者（異動）決定通知」や「資格情報のお知らせ」がお手元に届きます。ただし、データ登録の際、万が一エラーが発生した場合は別途ご連絡いたします。

【資格確認書について】

Q. マイナ保険証を保有している、あるいは発行済みの保険証（カード）を保有している場合、資格確認書は発行されませんか？

A. 原則発行しません。

Q. 資格確認書を発行後、マイナナンバーカードの保険証利用の登録をしました。資格確認書は返納しますか？

A. 健保組合では回収しませんので、適切に廃棄してください。なお、資格喪失した場合、有効期限内の資格確認書は返納してください。

Q. 資格確認書を紛失しました。再発行はできますか？

A. 再発行できます。「[資格確認書の交付・再交付を申請するとき](#)」を参照ください。

Q. 有効期限が切れた資格確認書は回収しますか？

A. 回収しません。各自で適切に廃棄してください。

【資格情報のお知らせについて】

Q. 資格情報のお知らせで医療機関を受診できますか？

A. 資格情報のお知らせのみでは受診できません。

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診できます。または、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診できます。